

# 点数早見表

## 1. 調剤報酬 (調剤技術料)

### 1-1. 調剤技術料

調剤基本料	1	42点
	2	26点
	3のイ (グループ合計受付回数月3.5万回超~40万回以下)	21点
	3のロ (グループ合計受付回数月40万回超)	16点
	特別調剤基本料	9点
分割調剤	長期保存の困難性 (1分割調剤につき/1処方箋の2回目以降)	5点
	後発医薬品の試用 (1分割調剤につき/1処方箋の2回目のみ)	5点
	医師の指示 (1分割調剤につき)	※1

※1 「調剤基本料等」を分割回数で除した点数 (調剤基本料等 = 調剤基本料、調剤基本料の加算、調剤料、調剤料の加算、薬学管理料) ただし薬学管理料のうち「服薬情報等提供料」については、医師の指示による分割調剤を実施する際に処方医に情報提供を行う場合、分割回数で除さず通常の点数を算定できる

### 調剤基本料の加算や減算

調剤基本料の減算	妥結率50%以下 異病院処方箋同時受付	基本料の50/100 基本料の80/100
地域支援体制加算		38点
後発医薬品調剤体制加算	1 (後発品調剤数量75%以上)	15点
	2 (後発品調剤数量80%以上)	22点
	3 (後発品調剤数量85%以上)	28点
後発医薬品調剤体制加算の減算	後発品調剤数量40%以下	-2点

### 1-2. 調剤料

調剤料	内服薬 (1剤につき/3剤まで)	1~7日分	28点
		8~14日分	55点
		15~21日分	64点
		22~30日分	77点
		31日分以上	86点
	頓服薬		21点
	浸煎薬 (1調剤につき/3調剤まで)		190点
	湯薬 (1調剤につき/3調剤まで)	7日分以下	190点
		8~28日分のうち1~7日分	190点
		8~28日分のうち8~28日分	10点/1日
		29日分以上	400点
	注射薬		26点
	外用薬 (1調剤につき/3調剤まで)		10点
	内服用滴剤 (1調剤につき)		10点

### 調剤料の加算

嚥下困難者用製剤加算		80点	
一包化加算	42日分以下	34点/7日	
	43日分以上	240点	
無菌製剤処理加算	中心静脈栄養法用輸液	69点/1日	
	中心静脈栄養法用輸液/乳幼児	137点/1日	
	抗悪性腫瘍剤	79点/1日	
	抗悪性腫瘍剤/乳幼児	147点/1日	
	麻薬	69点/1日	
	麻薬/乳幼児	137点/1日	
麻薬加算		70点	
向精神薬加算、覚せい剤原料加算、毒薬加算		各8点	
自家製剤加算	内服薬	錠剤、丸剤、カ <sup>o</sup> 切剤、散剤、顆粒剤、I <sup>o</sup> 剤	20点/7日
		液剤	45点
	頓服薬	錠剤、丸剤、カ <sup>o</sup> 切剤、散剤、顆粒剤、I <sup>o</sup> 剤	90点
		液剤	45点
	外用薬	錠剤、ト <sup>o</sup> 子剤、軟・硬膏剤、パ <sup>o</sup> ッ <sup>o</sup> 剤、リ <sup>o</sup> 外剤、坐剤	90点
		点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤	75点
		液剤	45点
計量混合調剤加算	液剤	35点	
	散剤、顆粒剤	45点	
	軟・硬膏剤	80点	
時間外等加算	時間外	調剤技術料(※2)の100%	
	休日	調剤技術料(※2)の140%	
	深夜	調剤技術料(※2)の200%	
夜間・休日等加算		40点	
在宅患者調剤加算		15点	

※2 調剤技術料 = 調剤基本料、調剤基本料の加算、調剤料、無菌製剤処理加算、在宅患者調剤加算の合計、又はかかりつけ薬剤師包括管理料

# 点数早見表

## 2.調剤報酬（薬学管理料）

### 2-1.薬剤服用歴管理指導料

薬剤服用歴管理指導料	1（3月以内に再来局かつ手帳有）	43点
	2（薬歴1・3・4以外）	57点
	3（特養）	43点
	4（オンライン服薬指導）	43点
薬剤服用歴管理指導料の特例（※特例の場合、加算は算定できない）		13点

#### 薬剤服用歴管理指導料の加算

麻薬管理指導加算		22点
重複投薬・相互作用等防止加算	残薬以外	40点
	残薬調整	30点
特定薬剤管理指導加算	1（安全管理が特に必要な医薬品に対する指導等）	10点
	2（がん患者に対する薬学的管理等）	100点
乳幼児服薬指導加算		12点
吸入薬指導加算		30点
調剤後薬剤管理指導加算（地域支援体制加算算定薬局のみ）		30点

### 2-2.かかりつけ薬剤師指導料

かかりつけ薬剤師指導料		76点
かかりつけ薬剤師包括管理料（※包括されているため加算は算定できない）		291点

#### かかりつけ薬剤師指導料の加算

麻薬管理指導加算		22点
重複投薬・相互作用等防止加算	残薬以外	40点
	残薬調整	30点
特定薬剤管理指導加算	1（安全管理が特に必要な医薬品に対する指導等）	10点
	2（がん患者に対する薬学的管理等）	100点
乳幼児服薬指導加算		12点

### 2-3.在宅患者訪問薬剤管理指導料等

在宅患者訪問薬剤管理指導料	単一建物患者1人	650点
	単一建物患者2～9人	320点
	10人以上	290点
	在宅患者オンライン服薬指導	57点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	1（計画内疾患の急変に伴うもの）	500点
	2（1以外）	200点
在宅患者緊急時等共同指導料		700点

#### 在宅患者訪問薬剤管理指導料等の加算

麻薬管理指導加算		100点
乳幼児加算		100点

### 2-4.その他の薬学管理料

服薬情報等提供料	1（保険医療機関からの求め）	30点
	2（患者・家族等からの求めまたは薬剤師が必要性を認めた場合）	20点
服用薬剤調整支援料	1（6種類以上の処方、提案により減薬した場合）	125点
	2（複数病院から6種類以上の処方、減薬の提案）	100点
外来服薬支援料		185点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	残薬以外	40点
	残薬調整	30点
退院時共同指導料		600点
経管投薬支援料		100点

## 3.介護報酬

居宅療養管理指導費	単一建物診療患者数	1人	509単位
介護予防居宅療養管理指導費	単一建物診療患者数	2～9人	377単位
	単一建物診療患者数	10人以上	345単位
	単一建物診療患者数	1人	609単位
居宅療養管理指導費（特養）	単一建物診療患者数	1人	609単位
介護予防居宅療養管理指導費（特養）	単一建物診療患者数	2～9人	477単位
	単一建物診療患者数	10人以上	445単位

#### 居宅療養管理指導費等の加算

特別地域加算		月累計所定単位数の100分の15
中山間地域等における小規模事業所加算		月累計所定単位数の100分の10
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		月累計所定単位数の100分の5